

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙2（甲第1号証・特許登録原簿謄本）、別紙3（甲第2号証・特許公報）及び別紙4（原告代表者甲山太郎の言い分）に基づいて、別紙1（訴状）の空欄1から13に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 訴状は、現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注3 弁護士費用及び弁理士費用は請求しないものとします。

注4 遅延損害金の起算日は、訴状送達日の翌日からとってください。

注5 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) <事案>

AとBは、Bの有する特許権をAに代金1000万円で譲渡する売買契約を締結した。契約書には、2022年8月5日にAがBに代金を支払い、それと引き換えに、BがAに特許権の移転登録に必要な書類を引き渡すこと、また、代金の支払と書類の引渡はBの自宅兼事務所にて行うことが定められていた。

この事案について、以下の各設問に法律上の根拠を示して解答してください。なお、各設問はそれぞれ独立しているものとします。

ア Aは、8月5日に売買代金1000万円を準備したが、Bの自宅兼事務所へ赴くことなく、Bに電話して売買代金1000万円を準備した旨を伝えて受領するように催告した。この場合において、Aから移転登録に必要な書類の引渡しを求められたBは、引渡しを拒めるか。

イ Bは、8月5日に移転登録に必要な書類を準備して、Aに電話して移転登録に必要な書類を準備した旨を伝えて受領するように催告した。この場合において、Bから支払いを求められたAは、支払いを拒めるか。

ウ 8月5日を過ぎたが、Aは売買代金1000万円の支払いをせず、Bも移転登録に必要な書類の引渡しもその準備もしていなかった。Bは、ちょうどAか

ら1000万円の借入れをして1000万円の借入金債務を負っていたところ、
売買代金1000万円を現金として受領できなくてもAに対する借入金債務が
なくなればよいと思い、Aに対する売買代金債権1000万円を自働債権とし、
Aに対する借入金債務1000万円を受働債権として相殺する旨の通知をAに
送付した。この相殺は有効か。

- (2) 以下の空欄A～Iを補充し、a及びbは1ないし2のうち適切な番号を選
んでください。なお、空欄の大きさは回答すべき内容及び分量と関係ありませ
ん。

原告（特許権者）は、被告に対して、特許権侵害訴訟を提起し、複数回の弁
論準備手続き期日が開かれた。

ア 裁判所から損害論に進むとの心証開示が行われた場合

- ① 被告は、原告の請求を全て受け入れ、本件特許権侵害訴訟を終了させるこ
とを希望した。

被告は、原告の意向にかかわらず、を行うことにより、本件特許
権侵害訴訟を終了させることができる。

- ② 裁判外での和解協議により、被告が原告に対して所定の金員を支払うこと
により本件訴訟を終了させることを内容とした和解契約書が締結された。

原告がを行い、これに対して被告がすることによって本件
特許権侵害訴訟は終了する。なお、被告は、原告がを行わない場合、
裁判所に和解契約書を証拠として提出することによって、本件特許権侵害訴
訟を終了させることが 。

- ③ 裁判上での和解協議により、被告が原告に対して所定の金員を支払うこと
等を内容として訴訟上の和解が成立した。

本件特許権侵害訴訟は終了 。訴訟上の和
解の内容が秘密である場合、第三者がに記載された秘密部分を閲覧
することができないように、原告または被告は、訴訟記録の閲覧等制限申
立てを行うことができる（民事訴訟法条項号）。ま
た、被告が所定の金員を支払わない場合、原告はを債務名義として
を申し立てることができる。

イ 裁判所から原告の請求は成り立たないとの心証開示がなされた場合

原告は、被告の意向にかかわらず、を行うことにより、本件特許権侵害訴訟を終了させることができる。

訴 状

令和4年6月1日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ⑩
同 弁理士 甲 野 二 郎 ⑩

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
原 告 甲山衣服株式会社
上記代表者代表取締役 甲 山 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
甲野法律特許事務所 (送達場所)
電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎
原告訴訟代理人 弁理士 甲 野 二 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
被 告 株式会社乙川製作所
上記代表者代表取締役 丁 野 花 子

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
被 告 株式会社丙山販売
上記代表者代表取締役 丁 野 花 子

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

1 被告株式会社乙川製作所は、

空欄 1

2 被告株式会社丙山販売は、

空欄 2

3 被告らは、別紙物件目録記載の製品を廃棄せよ。

4 空欄 3

5 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

1 原告は、作業服の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

2 被告株式会社乙川製作所（以下「被告乙川」という。）は、ユニフォーム、作業服の製造、販売を業とする株式会社である。

3 被告株式会社丙山販売（以下「被告丙山」という。）は、ユニフォーム、作業服の販売を業とする株式会社である。

第 2 原告の特許権

1 原告の特許権

原告は、以下の特許権（以下「本件特許権」という。本件特許権に係る特許請

求の範囲請求項1記載の発明を「本件発明」という。)を有している(甲第1号証、甲第2号証)。

出願日 平成31年2月1日

登録日 令和2年4月1日

登録番号 特許登録第〇〇〇〇〇〇〇号

発明の名称 ハーネス型安全帯の着用可能な空調服

2 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、
- B 前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、
- C 前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設け、
- D 前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉することを特徴とする
- E ハーネス型安全帯の着用可能な空調服。

3 本件発明の作用効果

(省略)

第3 被告らの行為

- 1 被告乙川は、遅くとも令和2年11月1日から、別紙物件目録記載の製品(以下「被告製品」という。)を製造し、被告丙山に対して販売している。
- 2 被告丙山は、遅くとも令和2年11月1日から、被告乙川から購入した被告製品を一般向けに販売している。
- 3 被告製品の構成は、別紙被告製品説明書記載のとおりであり、本件発明の構成要件に対応させて分説すると次のようになる。

- a 空調服の服本体の後身頃の下寄り左右に形成されたファン取り付け用の開口部と、この開口部に取り付けられるファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する、服本体の内部ポケットに収納されるバッテリーを備えている。
- b 前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服である。
- c 前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した命綱取出し筒が設けられている。
- d 前記命綱取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐を命綱取出し筒から引き出した命綱の周囲に巡らせ、コードストッパーを用いて筒部先端部分を収縮させることにより、命綱を固定して、命綱取出し筒の開口部を密閉する。
- e ハーネス型安全帯の着用可能な空調服である。

第4 文言侵害（主位的主張）

以下に述べるとおり、被告製品は本件発明の全ての構成要件を充足するため、本件発明の技術的範囲に属する。

- 1 構成要件Aについて
（省 略）
- 2 構成要件Bについて
（省 略）
- 3 構成要件Cについて
（省 略）
- 4 構成要件Dについて
（1）「緊縛」の意義

空欄 4

(2) 被告製品が構成要件Dを充足することの説明

空欄 5

5 構成要件Eについて

(省 略)

6 作用効果の同一

(省 略)

第5 均等侵害（予備的主張）

1 仮に、構成要件Dは口紐の両端を直接絡めることを要求していると限定して解釈される結果、被告製品が文言上構成要件Dを充足しないと判断されても、以下に述べるとおり、被告製品は本件発明と均等なものとして本件発明の技術的範囲に属する。

2 まず、最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁〔ボールスプライン軸受事件〕によれば、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、以下の5つの要件（以下それぞれ「第1要件」～「第5要件」という。）を満たす場合には均等侵害が認められる。

空欄 6

3 そして、被告製品は、2で前述した均等侵害が認められるための要件のうち、

以下に述べるとおり、原告が主張・立証責任を負う第1要件～第3要件を全て満たしている。

(1) 第1要件

空欄7

(2) 第2要件

空欄8

(3) 第3要件

(省 略)

4 まとめ

(省 略)

第6 差止請求権及び廃棄請求権

(省 略)

第7 損害賠償請求権

1 被告乙川と被告丙山の共同不法行為

以下で説明するような事実からすれば、本件においては、被告製品の製造、販売について被告らに関連共同性があり、被告らは、被告製品の製造、販売という一連の侵害行為を共同して行っているといえる。

空欄9

したがって、被告らには、上記の一連の侵害行為について共同不法行為が成立

する。そして、特許法102条2項に基づく損害額の推定の場面においても、上記の一連の侵害行為により被告らが受けた利益の合計額をもって、原告が受けた損害の額と推定できる。

なお、特許法102条2項は、特許権者が自らの特許権に係る発明を実施していなくても、空欄10という事情が存在する場合には、適用することができる。本件についてみると、

空欄11

したがって、本件においては上述の（省略）という事情が存在するため、特許法102条2項を適用することができる。

2 被告乙川が被告丙山に被告製品を譲渡したことにより被告乙川が得た利益

空欄12

3 被告丙山が被告製品を譲渡したことにより被告丙山が得た利益

空欄13

4 まとめ

1において前述のとおり、被告らには、一連の侵害行為について共同不法行為が成立する。そして、2、3で前述した、一連の侵害行為によって被告乙川、被告丙山それぞれが得た利益の合計額、すなわち、（省略）円が原告の被った損害の額と推定される。

よって、被告乙川、被告丙山は、連帯して、原告に対して（省略）円の損害賠償責任を負う。

第8 結論

よって、原告は、請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

以上

証拠方法

(省略)

附属書類

(省略)

(別紙)

物件目録

製品名： 安全快適空調服

品番： AB - 0 1

(別紙)

被告製品説明書

(省 略)

(別紙2)
甲第1号証

特	特許登録第○○○○○○○○号			
表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出願年月日	平成31年 2月 1日	出願番号	2019-000000
	査定年月日	令和 2年 2月24日	請求項の数	1
	発明の名称	ハーネス型安全帯の着用可能な空調服		
		登録年月日	令和2年4月1日	
特 許 料 記 録 部				
特許料				
	3年分 金額 ○○円 納付日 令和2年○月○日			
甲 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	東京都○区○町○丁目○番○号		甲山衣服株式会社	
			登録年月日	令和2年4月1日
(以下余白)				

- 1 -

上記は特許登録原簿に記載されている事項と
相違ないことを認証する。
令和4年6月1日
○○ ○○ (印)

(別紙3)
甲第2号証

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第○○○○○○○○号

(P○○○○○○○○)

(45) 発行日 令和2年○月○日 (2020.○.○)

(24) 登録日 令和2年4月1日 (2020.4.1)

(51) Int. Cl.

F 1

(略)

(略)

請求項の数1 (全7頁)

(21) 出願番号	特願 2019-000000 (P2019-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 31 年 2 月 1 日 (2019.2.1)		甲山衣服株式会社
(65) 公開番号	特開 0000-000000 (P0000-000000A)		東京都○区○町○丁目○番○号
(43) 公開日	令和○年○月○日 (○.○.○)	(74) 代理人	000000000
審査請求日	令和○年○月○日 (○.○.○)		弁理士 甲野 二郎
		(72) 発明者	○○ ○○
			東京都○区○町○丁目○番○号
		審査官	○○ ○○
			(略)

(54) 【発明の名称】 ハーネス型安全帯の着用可能な空調服

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、

前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設け、

前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉することを特徴とするハーネス型安全帯の着用可能な空調服。構造。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、高温、高湿度の環境下にあっても熱中症等を心配することなく作業のできる空調服、特に高所作業の際に落下防止用ハーネスを着用したまま使用することのできるハーネス型安全帯の着用可能な空調服の構造に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、高温条件下の空調服は、種々提案されている。例えば、空調服の両側面に開口部を設け、この開口部にファンを臨ませて配設し、携帯可能な電源により駆動されるモータにより前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出して冷却する形式のものが存在する。更に、空調服の一部に外気取り入れ口を設け、空調服の開口部に配設したファンで、外気取り入れ口、袖口、首周りから取り入れた外気を服内を循環させた後に排出する形式のものも存在する。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】 特開0000-00000号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

30

【0004】

安全帯には、腰ベルト型安全帯と図7に示すようなハーネス型安全帯の2種類が有り、高所作業等に使用されるハーネス型安全帯を装着しようとした場合に背中部分に命綱（ランヤード）16が配置されている為に従来の空調服では使用することができないと云う欠点が存在した。

【0005】

本発明は、上記したような不都合を解消するためになされたもので、空調服の背中部分に命綱取出し用の取出し筒を設けると共に、この取出し筒を密封可能に構成し、取出し筒から空気が漏れるのを防止して、冷却効率を損なうことのないハーネス型安全帯の着用可能な空調服を提供するものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、以下のような内容である。

(1) 空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設けたことを特徴とする。

(2) (1)に記載のハーネス型安全帯の着用可能な空調服において、前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉することを特徴とする。

20

【発明の効果】

【0007】

本願発明によれば、空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設けたので、ハーネス型安全帯を着用しても命綱を支障なく取り出すことができる。

したがって、従来では空調服の着用が困難であった場合でも支障なく空調服を着用でき、建設現場等で熱中症の予防が可能である。

30

また、前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉するので、取出し筒から空気が漏れるのを防止することができる。したがって、空調服内の本来の空気の流れを阻害することなく、冷却効率を損なう虞がない。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】 本発明の一実施例であるハーネス型安全帯の着用可能な空調服の使用状態を示す斜視図である。

【図2】 同ハーネス型安全帯の着用可能な空調服の取出し筒を示す説明図である。

【図3】 同ハーネス型安全帯の着用可能な空調服の取出し筒を示す斜面図である。

40

【図4】 同取出し筒の使用状態を示す説明図である。

【図5】 同ハーネス型安全帯の着用可能な空調服の背中部分の要部説明図である。

【図6】 同背中部分の収納片を閉じ、取出し筒を収納した状態を示す説明図である。

【図7】 ハーネス型安全帯の着用例を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

本発明は、空調服の一部に設けられた開口部と、この開口部に臨んで配設したファンと、前記ファンを駆動するモータと、前記モータを駆動する携帯可能な電源と備え、前記ファンを駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒を設けた

50

ので、ハーネス型安全帯を着用していても背中から命綱を支障なく取り出すことができる。したがって、従来の空調服が着用できない場合でも空調服を着用でき、建設現場等で熱中症の予防が可能である。

【実施例1】

【0010】

以下、一実施の形態を示す図面に基づいて本発明を詳細に説明する。本発明の一実施例であるハーネス型安全帯の着用可能な空調服の使用状態を示す斜視図、同ハーネス型安全帯の着用可能な空調服の取出し筒を示す説明図、同ハーネス型安全帯の着用可能な空調服の取出し筒を示す斜面図である。ここで、本発明のハーネス型安全帯の着用可能な空調服10は、空調服の両サイド下端に設けられた開口部11と、この開口部11に臨んで配設したファン12と、ファン12を駆動する図示しないモータと、このモータを駆動する図示しない携帯可能な電源と備え、前記ファン12を駆動することにより、外気を空調服内に取り入れ、袖口或いは首周りから排出する空調服であって、前記空調服の背中部分に命綱取出し用の先端の開口した取出し筒13を設けたものである。

10

【0011】

取出し筒13は、図2、図3に示すように基端が空調服に固定されると共に先端の開口した筒状をしており、筒部先端近傍に口紐14が収納可能な環状袋15が形成されており、環状袋15に設けられた切欠き部15aから口紐14の両端部が延出されている。この口紐14により取出し筒13から引き出した命綱16の周囲を図4に示すように緊縛して、取出し筒13の開口部を密閉することができる。

20

【0012】

また、図3、図5に示すように取出し筒13の周囲の空調服側には、非使用時に取出し筒13を収納可能な収納片17が設けられている。収納片17は、略長方形をしており、一片が空調服に対して開閉可能にヒンジ結合されている。更に、取出し筒13の基端部周辺の空調服には、帯状の面ファスナー18a、18b、18cがそれぞれ直角方向に取り付けられている（図5参照）。

また、収納片17の面ファスナー18a、18b、18cに対向する部位にもそれぞれ帯状の面ファスナー19a、19b、19cが取り付けられている。

したがって、図6に示すように収納片17は、面ファスナーにより空調服本体に対して開閉可能であり、閉じた際に取出し筒13及び口紐14を空調服との間に収納することができる。

30

【0013】

また、図3に示すように取出し筒13は、引き出した際に開成した収納片17の内側に取り付けられた面ファスナー19bと対向する位置に面ファスナー20が取り付けられており、この面ファスナー19bと20を接着することにより、収納片17を取出し筒13の側面に固定できる。このように形成することで、取出し筒13の使用時に収納片17がバタ付いて、邪魔になることがない。更に、取出し筒13の内側に一对の面ファスナーを設け、互いに接着させて取出し筒13を閉じるように構成してもよい。

【0014】

また、本発明の空調服には、図1に示すように頭部を覆うフード21が取り付けられている。したがって、ヘルメットを被ったままでも空調服を着用できると共に、ファン12が取り入れた外気を首周り、頭部にまで供給して冷却することができる。

40

【0015】

図7は、ハーネス型安全帯を装着した場合を示す説明図で、命綱16が作業者の背中部分に取り付けられている。そのため、従来の空調服では着用できなかった。

【0016】

本発明は上述の実施例に限定されることなく、特許請求の範囲の記載に基づいて種々の設計変更が可能である。

【符号の説明】

【0017】

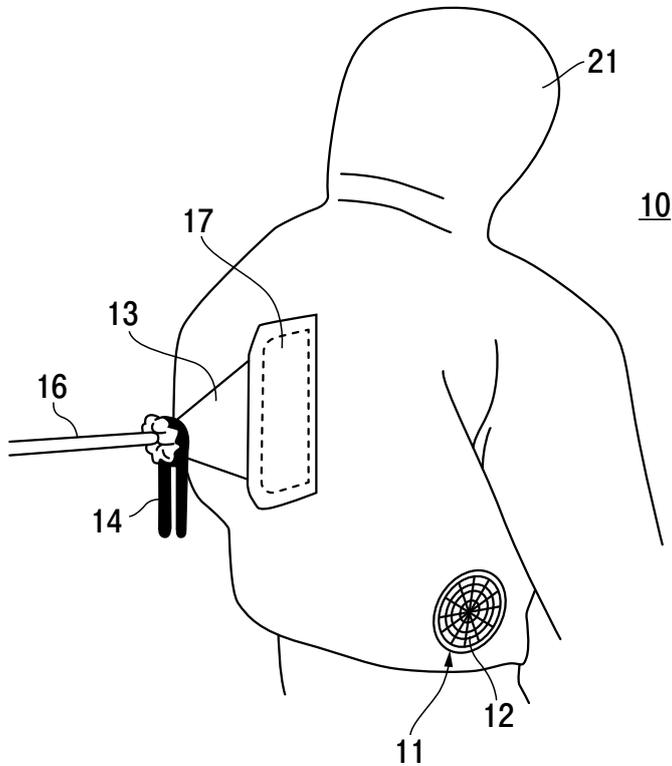
50

(4)

- 10 ハーネス型安全帯の着用可能な空調服
- 11 開口部
- 12 ファン
- 13 取出し筒
- 14 口紐
- 15 環状袋
- 15 a 切欠き部
- 16 命綱
- 17 収納片
- 18 a~18 c 面ファスナー
- 19 a~19 c 面ファスナー
- 20 面ファスナー
- 21 フード

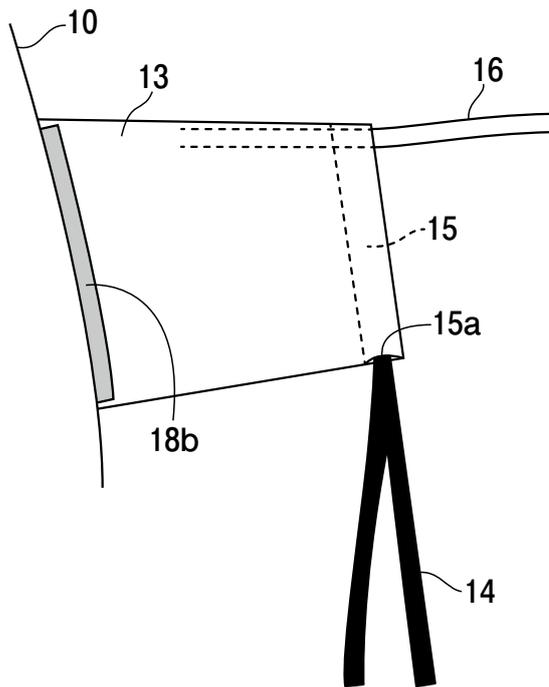
10

【図1】

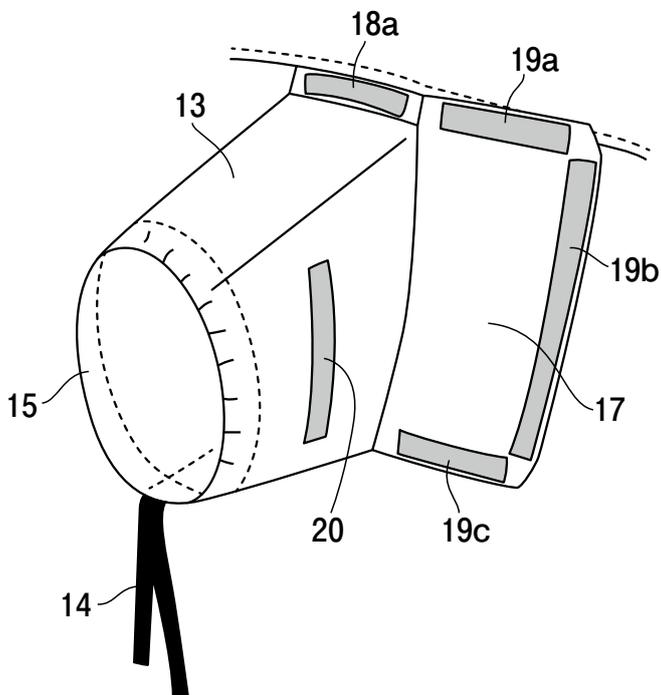


(5)

【図2】

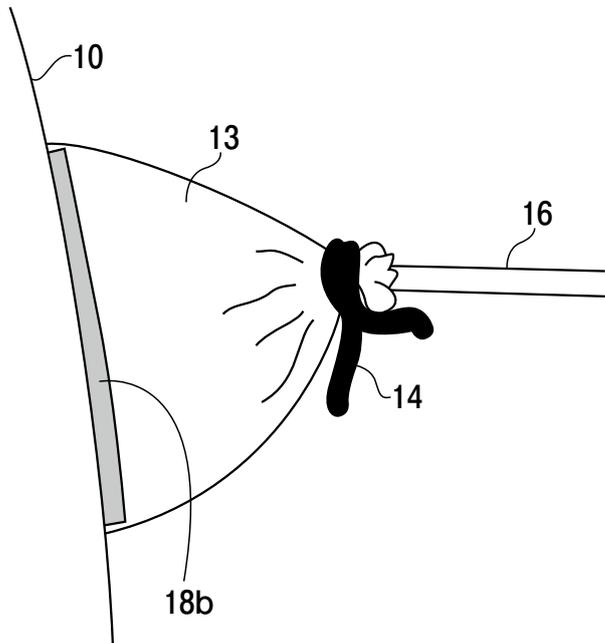


【図3】

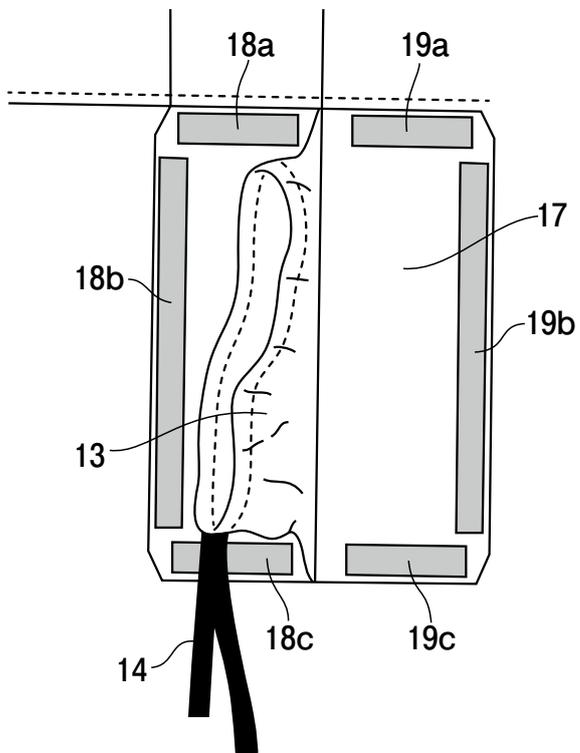


(6)

【图4】

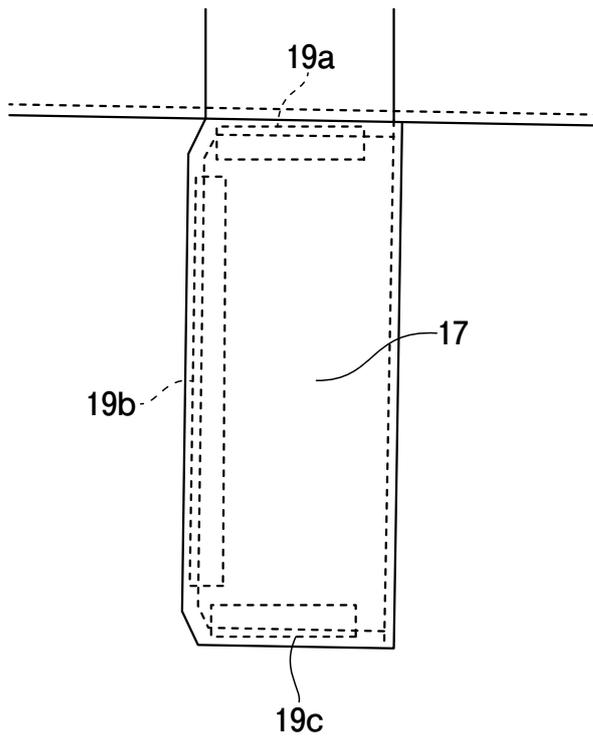


【图5】

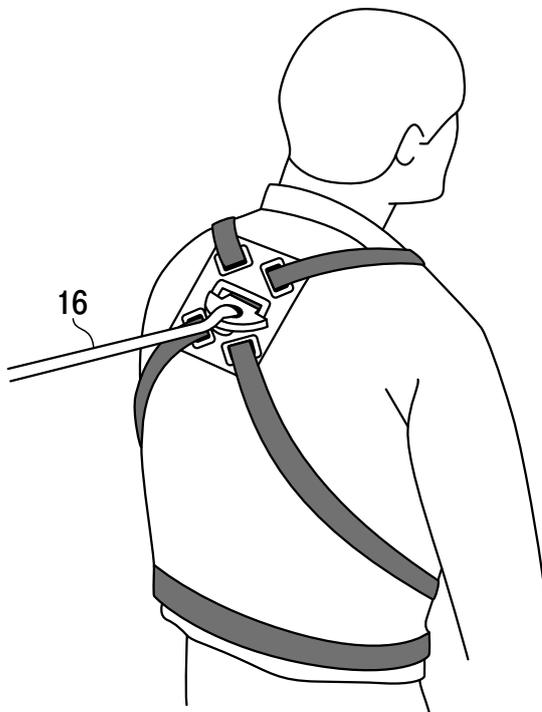


(7)

【图6】

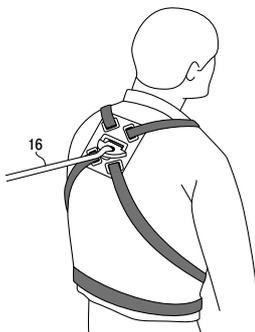


【图7】



原告代表者（甲山太郎）の言い分

- 1 当社は、作業服の製造及び販売等を行っています。
本日は、当社の特許権が競合会社である株式会社乙川製作所（以下「乙川」といいます。）と株式会社丙山販売（以下「丙山」といいます。）によって侵害されている件で相談に伺いました。
- 2 当社は、空調服に関する発明をし、平成31年2月1日に特許出願をし、令和2年4月1日に特許登録されました（以下、同特許に係る権利を「当社特許権」といい、当該特許権に係る発明を「当社発明」といいます。）。
- 3 当社発明について、説明いたします。
ご存じかもしれませんが、空調服は、工事現場や建築現場で着る作業服にファンを付けたものです。このファンを駆動させ、風を作業服内に取り込み、首回りや袖口から風を放出させることによって、作業服内に風を通し、結果、作業服を着用する作業員が快適に作業できるようになるという仕組みです。
ただ、作業員は高所から落下しないよう、作業時には落下防止用のハーネス型安全带と命綱を装着することがあります。以下の図でいうと、ハーネス型安全带は腹回りと肩・胸・背中に巻き付けるような形で装着されたベルト状（黒色で示す部分）のものを指し、命綱は「16」の番号で示されているものです。
作業員がハーネス型安全带と命綱を装着した状態ですと空調服を着ることができません（物理的には、空調服を着た上からハーネス型安全带と命綱を装着することはできますが、空調服がハーネス型安全带によって締め付けられる形になり、空調服の中に風が通らなくなるため、このように空調服を着ることはあり得ません。）。



そこで、当社は、落下防止用ハーネスや命綱を付けたままでも適切に着られるような空調服を発明したのです。詳しくは持参した特許登録原簿謄本と特許公報をご覧ください。

4 ところが、当社の競合会社である乙川と丙山は、遅くとも令和2年11月1日から、ハーネス型安全帯と命綱を装着できる空調服（製品名：安全快適空調服、品番：AB-01、以下「被告製品」といいます。）を扱い始めました。

具体的にいいますと、まず、乙川は、被告製品を製造し、製造した被告製品全てを丙山に譲渡しています。

そして、丙山は、乙川から譲受した被告製品を、丙山自らが運営するオンラインショップに被告製品を掲載し販売するとともに、卸売業者にも販売し始めたのです。

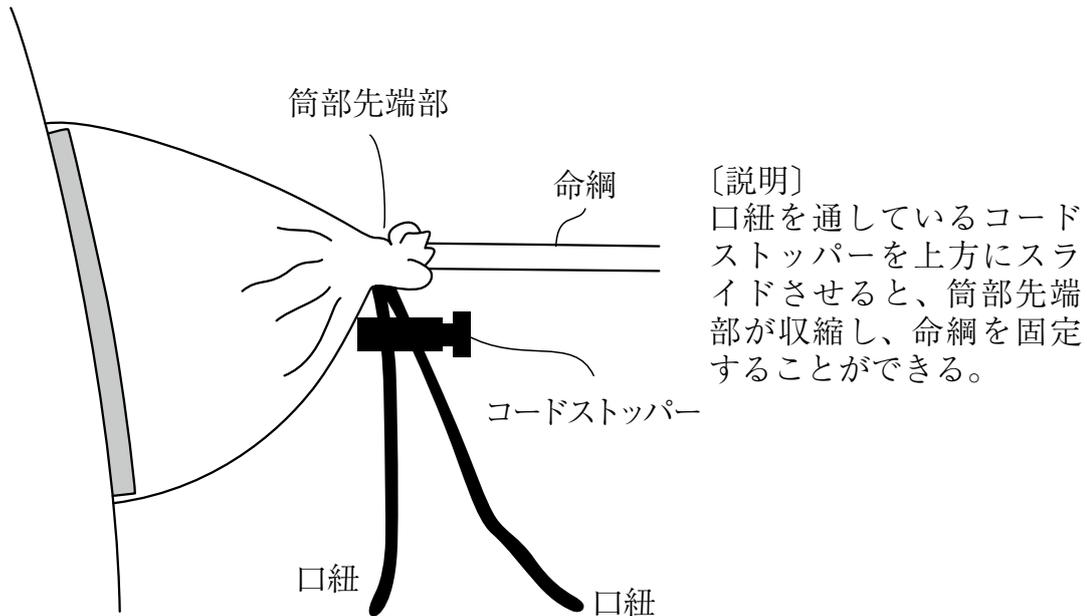
要するに、乙川が製造担当の会社である一方、丙山が被告製品を一般向けに販売する販売担当の会社ということになります。

5 乙川と丙山が扱っている被告製品を入手して調べたところ、被告製品は当社発明の構成要件を全て満たしていることがわかりました。そこで、当社は、乙川と丙山の両方に対し、乙川や丙山の被告製品に関する行為は当社特許権を侵害する旨を指摘する警告書を内容証明郵便で発送しました。乙川も丙山も、内容証明郵便による警告書を、いずれも令和2年12月1日に受領しています。

6 これに対し、乙川と丙山は、連名で、令和2年12月15日付けでファクシミリによって回答書を返してきましたが、以下のとおり、当社特許権の侵害を争う姿勢を示しています。

- ・当社発明の「前記取出し筒は、筒部先端近傍に口紐が設けられており、前記口紐により取出し筒から引き出した命綱の周囲を緊縛して、取出し筒の開口部を密閉することを特徴とする」との構成要件でいう「緊縛」は、口紐を取出し筒の先端部に巻き付け、その両端を絡ませてつなぎ合わせることを意味すると解すべきである。
- ・その理由としては、特許公報の明細書の図4に、口紐を筒部先端部に巻き付け、その両端を絡ませてきつく縛り、筒部の開口部を密閉する態様の実施例が示されてことが挙げられる。
- ・しかし、以下の図に示すように、被告製品においては、口紐を通してコードストッパーを用いて筒部先端部分を収縮させることにより、命綱を固定して、命綱取出し筒の開口部を密閉している。これは、口紐を取出し筒の先端部に巻き付け、その両端を絡ませてつなぎ合わせるものではなく、「緊縛」には該当しない。

- ・したがって、乙川と丙山の被告製品は上記の構成要件を充足しない。



- 7 しかし、「緊縛」という語は、その字のとおり、単にきつく縛ることを意味すると解釈するのが自然なのではないでしょうか。乙川や丙山が主張するように「緊縛」の語を狭く解釈する必要はあるのでしょうか。

また、乙川や丙山は明細書の図4の記載にも触れていますが、この点は「緊縛」の解釈に影響してくるものなのではないでしょうか。乙川と丙山の被告製品で採用されているようなコードストッパーを用いて筒部の開口部を密閉する方法であったとしても、当社発明と同じような効果を実現できていることに変わりはないのではないのでしょうか。

「緊縛」の語の解釈について当社の主張を支えるような有利な記載が明細書には何かあるのでしょうか。

「緊縛」の解釈や、乙川と丙山が扱う被告製品でも「緊縛」がなされているという点を、先生の方でご検討の上、訴状で適切に主張してください。

それから、乙川と丙山の被告製品では「緊縛」がなされていないと解釈された場合に備え、先生がおっしゃった、均等侵害についても念のため訴状で主張してください。

- 8 結局、乙川と丙山は被告製品の取扱いを中止することなく、現在まで続けています。

当社は、当社発明を実施した空調服は扱っていないものの、当社発明とは別の構成を有する同等の性能を備えた空調服を製造、販売しているためか、乙川や丙山による被告製品の取扱いの開始により、当社が扱っている空調服の売上げが、半分に落ち込んでしまいました。

乙川や丙山が被告製品を販売することによって当社特許権を侵害した結果、当社が損害を被っていることは明らかです。乙川や丙山には被告製品の取扱いはやめてほしいし、在庫として残っている被告製品は全て廃棄してほしいのは当然として、乙川や丙山が被告製品を取り扱ったことにより得られた利益の全額分について損害賠償請求したいというのが本音です。ただ、侵害行為によって得られた利益全額分の損害賠償請求がいつでも認められるというわけではないことは知っていますので、請求する損害賠償の額は先生の方でご検討の上、適当な額としてください。

- 9 当社は、乙川や丙山の取引先の協力を得て、乙川や丙山の被告製品の売上げ等を調べてみたところ、以下のようなことがわかりました。

まず、乙川から丙山への譲渡ですが、乙川は、被告製品を1着あたり1万円で丙山に譲渡しているようです。被告製品1着を製造等するために必要な費用（材料費）は多くても5000円です。その他の費用としては、一般的な人件費等といった被告製品の製造・販売に直接関係しない固定費用が挙げられますが、こちらは、被告製品1着あたりで敢えて計算すれば、1000円となります。そして、令和2年11月1日から令和4年4月30日までの間に、乙川は合計で少なくとも3600着の被告製品を丙山に譲渡しています。

また、丙山から一般向けへの譲渡ですが、丙山は、乙川から仕入れた被告製品を1着あたり1万2500円で一般向けに譲渡しているようです。被告製品1着を販売するために必要な費用は仕入費のみで、これは前述のとおり1万円です。その他の費用としては、一般的な人件費等といった被告製品の販売に直接関係しない固定費用が挙げられますが、こちらは、被告製品1着あたりで敢えて計算すれば、1250円となります。そして、令和2年11月1日から令和4年4月30日までの間に、丙山は合計で少なくとも3600着の被告製品を一般向けに譲渡しています。

なお、令和4年5月1日以降の被告製品の売上げ等については分かりませんが、損害賠償額を算定する際、対象とする期間は令和4年4月30日までとしていただいております。

- 10 なお、最後になりますが、乙川と丙山の関係について、述べさせていただきます。前述したとおり、乙川と丙山は、製造会社と販売会社という、同じ商品（すなわち被告製品）について同じ商流にある会社同士です。したがって、乙川と丙山は、両社各々が被告製品を扱うことによって当社特許権の侵害行為に至っただけというわけではないので、乙川や丙山は連帯して責任を負うべきと考えています。

また、乙川は丙山の完全親会社（乙川が丙山の発行済株式の全てを保有してい

ること)です。しかも、乙川、丙山にはそれぞれ3名の取締役がいますが、そのうち2名で、さらにそのうちの1名が乙川と丙山の代表取締役を兼任する丁野花子です。このような両社の関係からすれば、乙川と丙山はなおさら連帯して責任を負うべきではないのでしょうか。

さらにいえば、乙川と丙山が異なる製品を扱うことは基本的になく、本件でいえば、乙川は、製造した被告製品を他者に譲渡することなく全て丙山に譲渡し、丙山は、乙川から譲受した被告製品を一般向けに販売しています。

理由は不明ですが、このような商流で被告製品を製造、販売することは、専ら乙川と丙山の代表取締役を兼ねる丁野花子が決めたことです。

もし、このような事実を訴状における主張で生かすことができるのであれば、そうしてください。

1 1 以上を踏まえた上で、まずは先生に訴状を作成していただきますよう、お願い申し上げます。

訴える相手は、法人である乙川と丙山のみとしていただいて構いません。

以 上